

2017 労働協約改訂に関する交渉を行う

本部は、9月14日、2017労働協約改訂に関する交渉を行いました。
以下、報告します。

1. 第3条「非組合員の範囲」について、現場長と助役を対象にされたい。

回答：非組合員の範囲については、労組法第2条但し書き第1号の考え方に基づいたものであり、現行通りとしたい。

組合・社員の査定等は、現場長や助役が、日頃の業務態度等を観て調査し、まとめた資料を支社に上げ、最終的に支社長が決めるということだが、支社長の判断材料は、現場長や助役から上がってきた資料が元になる。現場長・助役が査定する際、同じ組合員同士という、差別的な感情が働く懸念があるが。

会社・公正公平な判断をするよう教育している。差別的なことは決してない。支社長自身も公平に査定されているか調査し、最終決定している。

組合・そう信じたいが、どうしても払拭できない。現場長・助役は、管理者と組合員という「二足のわらじ」を履いている。人事に関わる人は、しっかりと線引きをし、非組合員にするべきと主張する。

会社・貴組合の主張として聞いておく。

組合・長く話しても前進が見込めないため終わりにするが、強く主張しておく。

会社・主張として聞いておく。

2. 団体交渉について、現在、出向者が交渉に出席する場合、自分の時間で対応しているが、これを勤務解放で出席出来るようにされたい。

回答：出向社員の労働時間、休憩時間、休日、休暇等については、出向先の定めによることから、労働協約第42条に定める勤務時間中の組合活動に対する承認を与えることはできない。

組合・回答について理解するが、本社からグループ会社等に働きかけをしてほしい。

会社・相手先の勤務について、こちらから口を出すのは非常に難しい。手配は厳しい問題だが、日程調整については、迷惑のかからないようきっちりとやっていく。

組合・理解するが、出来る範囲での働きかけをお願いしたい。

3. 昨年度の各支社の団体交渉・経営協議会・苦情処理・簡易苦情処理の開催状況について明らかにされたい。

回答：各種労使間協議の昨年度の開催状況は別紙の通りである。

以上